議案第１１号

白岡市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

白岡市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準等を定める条例（平成２７年白岡市条例第３号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第１１５条の４６第４項」を「第１１５条の４６第５項」に改める。

第２条第２項中「厚生省令第３６号）第１４０条の６６第１号ロ⑵」を「厚生省令第３６号。次条第１項第３号において「省令」という。）第１４０条の６６第１号イ」に改める。

第３条第１項中「員数」の次に「（地域包括支援センター運営協議会が第１号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」を加え、同項第３号中「法第７条第５項に規定する介護支援専門員であって、介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）第１４０条の６８第１項第１号に規定する主任介護支援専門員研修を修了したもの（当該主任介護支援専門員研修を修了した日（以下この号において「修了日」という。）から起算して５年を経過した者にあっては、修了日から起算して５年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第２号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。）をいう。」を「省令第１４０条の６６第１号イ⑶に規定する主任介護支援専門員をいう。」に改め、同条第２項中「前項」を「同項」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第１号被保険者の数について、おおむね３，０００人以上６，０００人未満ご

とに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから２人とする。

第４条第３号中「の掲げる者」を「に掲げる者」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

令和７年２月２０日提出

白岡市長　藤井　栄一郎

提　案　理　由

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、本条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。